

# 1 配付資料で説明する 情報安全ワンポイント指導事例

この章では、情報社会で安全に生活するために知っておくべきルールやマナーについて12の事例を示しました。子どもたちを情報社会の危険から守るためには、事例の内容をよく理解させることが大切です。さらに、その背景にある考え方・ルールやマナーについて継続的に指導していくことが大切です。情報機器を悪用した犯罪が起きていますが、情報機器やメディアの特質、それらの考え方を理解していれば、犯罪に巻き込まれる危険性が少なくなります。

「1 配付資料で説明する情報安全ワンポイント指導事例」は、両開き2ページで1事例の構成です。左ページは児童生徒用「配付資料」、右ページは「教師用資料」です。配付資料には、イラストと会話形式を用いて学習内容をイメージしやすいようにしてあります。「教師用資料」には、それぞれの事例についての〈背景〉、〈事件事故の例〉、〈指導上の留意点〉、〈解説例〉が示されています。

## 活用の仕方

この資料を使えば、短時間で、すぐに取り組みます。

**総合的な学習の時間・教科指導などで、**

情報モラルの指導場面が出てきたときに、配付資料を使ってトピックとして活用してください。

その際、教師用資料も参考にして、児童生徒に説明してください。



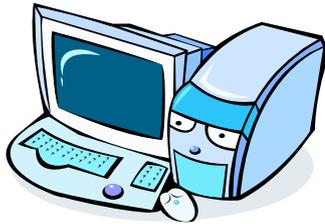
**朝の会・帰りの会での活用は、**  
児童生徒に配付資料を印刷配付し、先生が読んでください。

本冊子に掲載してある配付資料は、栃木県総合教育センターのホームページからダウンロードできます。学校の実情に合わせて加工してお使いください。

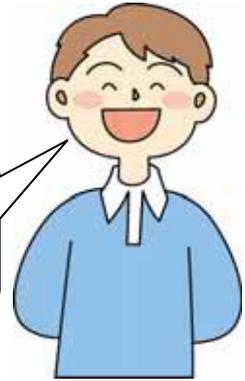
# 人が作ったものを勝手に使うことは？



この前買ったゲームのソフト貸してくれる？  
僕のパソコンにインストールして使いたいんだ。

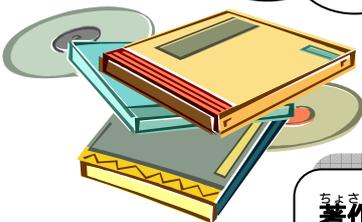


いいよ、明日もってくるからね。



そんなことしたら大変だよ。  
他人のソフトを勝手に自分のパソコンにインストールすると法律違反になるんだよ。

簡単にコピーできるんだけどな？



苦労してソフトを作成した人の気持ちを考えてあげることが大切なんだよ。コピーされたらどう思うだろう？



## 著作権法

他人の著作物（作文、絵、写真、映画、コンピュータのプログラムなど）を無断で使用すると著作権法違反になります。

処罰 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

## ポイント

友だちが買ったソフトを借りて勝手にコピーするのは、「著作権法」で禁じられています。このようなことをしたら、ソフトを製作した人たちや販売会社が困ってしまいます。ソフトを作るには、たくさんの時間とお金がかかっていることを理解しましょう。

## &lt; 背景 &gt;

ネットワークが発達し、ネットワーク上でデジタル情報を送受信する活動が増えています。デジタル情報は、劣化することなく完全なコピーを作成することができます。また、携帯電話の多機能化により、携帯電話からも情報の受発信ができるようになってきています。このような状況の中で、著作権法違反の事件事故が身近なところで起きています。

## &lt; 事件事故の例 &gt;

## 例1 インターネットショッピング

自らが運営するホームページを通じて、権利者に無断で複製したコンピュータソフトを販売していた男性が、著作権法違反の疑いで逮捕された。

## 例2 インターネットオークション

携帯電話からアクセスするオークションサイトを悪用し、権利者に無断で複製したコンピュータソフトを販売していた男性が、著作権法違反の疑いで逮捕された。

## &lt; 指導上の留意点 &gt;

著作権に対する基本的な考えは、他人が創作したものを使用时は、必ず許諾を得るということです。このことについて、次のことを児童生徒によく理解させることが大切です。

1. 他人が創作したものは勝手に使うことができない。
2. どうしても使用したい場合には、制作者の許諾をとる必要がある。

また、教育現場では著作権法第35条(P.48 参照)を拡大解釈しないことが大切です。最もよくないのは許諾を得ずに無断で使用することです。

家庭での著作物使用と、学校での著作物使用については根本的に異なります。私的使用と公的使用の区別をすることを、児童生徒に理解させることが必要です。また、著作権法における罰則規定は、3年以下の懲役または300万円以下(法人は、1億円以下)の罰金と定められており、規則を守らないと重い罰則が科せられることを理解させましょう。

## &lt; 解説例 &gt;

Aさんは夏休みの図画の課題で、漫画やアニメのキャラクターをポスターの中に描き、ポスターコンクールに出品してしまいました。これはやっていけないことです。

漫画やアニメのキャラクターなどは、個人で楽しむためにそれを写したりまねて書いたりすることは許されます。しかし、著作者(作品を作った人)の許しもなく、コンクールなどのたくさんの人の目に触れる場に勝手に出すことは、著作権の侵害に当たり、法律でも罰せられます。どうしても自分の作品の中に登場させたいというときは、著作者に許可をもらいましょう。

